

茨城県報 第486号

平成5年9月30日

木曜日

目次

告 示

	ページ
●町の区域の設定(地方課).....	2
●生活保護法の規定による医療機関の指定、廃止、休止及び変更(社会福祉課)...	4
●指定老人訪問者看護事業者の指定(成人病対策課).....	6
●漁業災害補償法の規定による区域の一部改正(漁政課).....	6
●道路の区域の変更(3件)(道路維持課).....	7
●道路の供用の開始(2件)(").....	8

(公安委員会)

●警備員指導教育責任者講習の実施.....	9
-----------------------	---

(監査委員)

●茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程.....	10
●茨城県監査委員事務局処務規程の一部改正.....	10

公 告

●平成5年度職業訓練指導員試験合格者(職業能力開発課).....	11
●入会林野整備計画の認可(林政課).....	13
●開発行為の工事完了(建築指導課).....	13
●道路の位置の指定(").....	14

正 誤

●平成5年9月13日付け茨城県報号外第131号中.....	14
-------------------------------	----

告 示

茨城県告示第1126号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により神栖町長から土地区画整理事業に伴い、同町内の町の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る町の区域の設定の効力は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成5年9月30日

茨城県知事 橋 本 昌

深芝南一丁目を設定する区域

大字深芝字折戸山 2791の1の一部、2792の1の一部、2793の一部、2794の1の一部、2795の一部、2796の3の一部、2797の一部、2798の7から2798の9までの各一部、2800の一部、2801の2の一部

同 字五郎台 2802の1、2802の6、2802の7、2802の10、2802の11、2806の1、2807の1から2807の3まで、2808の1、2808の2、2809の1から2809の3まで、2810の1の一部、2810の2、2811の1、2811の3、2811の4の一部、2811の5、2814の1、2814の2、2814の3の一部、2814の4、2814の5の一部、2814の6、2816の3の一部、2818の1の一部、2819の1の一部、2819の3、2820の1の一部、2821の1の一部、2822の1の一部、2822の4の一部、2823の1、2823の3の一部、2824の1の一部、2824の3、2825の1の一部、2826の1、2826の5の一部、2826の6、2826の10の一部、2826の11、2826の12、2827の3から2827の5まで、2827の6の一部、2827の7、2828の3の一部、2829の2の一部、2830の1、2830の2の一部、2830の3、2834の1、2834の4の一部、2834の6、2834の7、2835の2の一部、2835の4から2835の8まで、2836の1、2836の7、2836の8の一部、2836の9、2836の11、2836の13、2836の14、2838の1、2838の3の一部、2838の5、2838の8、2839の1の一部、2839の2、2839の19の一部、2839の24の一部、2839の25、2839の26の一部、2839の27から2839の29まで、2842の4の一部、2843の6、2847の1の一部、2849の1、2852の一部、2853の3の一部、2854の2、2854の3の一部、2859の1の一部、2860の1の一部、2864の3の一部、

2865の2の一部, 2866の2の一部, 2869の1の一部, 2870の2の一部, 2874の5の一部, 2874の6から2874の8まで, 2875の3の一部

同 字堀川 2873の2の一部

深芝南二丁目を設定する区域

大字深芝字折戸山 2745の1, 2745の2, 2746, 2750の1, 2750の2, 2751の1, 2756の1から2756の3まで, 2756の8, 2763の1, 2768の1, 2769の1, 2769の2, 2776の1の一部, 2778の2779の1, 2778の4から2778の8までの各一部, 2779, 2779の2, 2780, 2781の1, 2781の2, 2782の1, 2782の2, 2783の1, 2783の2, 2784の1, 2784の2, 2785の1から2785の3まで, 2786の1, 2786の2, 2787の1, 2787の2, 2788の1から2788の3まで, 2789の1から2789の4まで, 2790の1, 2790の2, 2791の1の一部, 2791の2, 2792の1の一部, 2792の2, 2792の3, 2793の一部, 2794の1の一部, 2794の2, 2794の3, 2795の一部, 2796の1, 2796の2, 2796の3の一部, 2797の一部, 2798の1から2798の6まで, 2798の7から2798の9までの各一部, 2798の10, 2800の一部, 2801の1, 2801の2の一部

同 字五郎台 2810の1の一部, 2811の4の一部, 2814の3の一部, 2814の5の一部, 2816の1, 2816の3の一部, 2816の4, 2818の1の一部, 2819の1の一部, 2820の1の一部, 2821の1の一部, 2822の1の一部, 2822の2, 2822の3, 2822の4の一部, 2823の3の一部, 2823の4, 2824の1の一部, 2824の2, 2825の1の一部, 2825の2, 2826の3から2826の5までの各一部, 2826の7から2826の10までの各一部, 2827の1の一部, 2827の6の一部

大字平泉外十二入会字大野 1の4から1の6まで

深芝南三丁目を設定する区域

大字深芝字折戸山 2776の1の一部, 2777の1から2777の3まで, 2777の6, 2777の7, 2778, 2778の1, 2778の2の一部, 2778の3, 2778の4から2778の8までの各一部, 2856の1から2856の8まで, 2884の1, 2884の2, 2885, 2886の1から2886の6まで, 2887, 2888の1, 2888の2, 2889

同 字五郎台 2826の3の一部, 2826の4の一部, 2826の7から2826の10

までの各一部、2827の1の一部、2827の6の一部、2828の1、2828の3の一部、2829の2の一部、2830の2の一部、2831の1から2831の8まで、2832の1から2832の3まで、2833の1から2833の4まで、2833の6から2833の9まで、2834の2、2834の4の一部、2834の5、2835の1、2835の2の一部、2836の2、2836の4から2836の6まで、2836の8の一部、2836の10、2838の3の一部、2838の4、2838の6、2838の7、2839の1の一部、2839の5、2839の15から2839の18まで、2839の19の一部、2839の20から2839の23まで、2839の24の一部、2839の26の一部、2839の34、2839の47から2839の52まで、2840の1から2840の10まで、2840の13、2841の1から2841の3まで、2842の4の一部、2845の1、2845の3から2845の5まで、2846の1、2846の2、2847の1の一部、2850、2851、2851の1、2852の一部、2853の3の一部、2853の5、2853の6、2854の3の一部、2855、2857の1、2857の2、2858の1から2858の3まで、2859の1の一部、2859の2、2860の1の一部、2860の3、2864の2、2864の3の一部、2864の5から2864の7まで、2865の2の一部、2865の3、2865の4、2866の2の一部、2866の3、2866の5から2866の7まで、2869の1の一部、2870の2の一部、2874の2から2874の4まで、2874の5の一部、2874の9から2874の15まで、2875の2、2875の3の一部、2875の4から2875の9まで、2876の1から2876の5まで、2879の2、2879の3、2879の5、2879の14、2880の2、2880の3、2880の6、2880の7、2883の9

同 字堀川 2873の2の一部、2873の3、2873の5から2873の7まで
 同 字若松 2890の1、2891の1、2892、2893の1、2894の1、2895の1

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部

~~~~~

**茨城県告示第1127号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定による医療機関について、次のとおり指定、廃止、休止及び変更した。

平成5年9月30日

茨城県知事 橋 本 昌

| (医療機関コード)<br>名 称               | 所 在 地                    | 開 設 者  | 診 療 科 目              | 点 数 表 | 指 定 等 年 月 日 | 指 定 等 別 |
|--------------------------------|--------------------------|--------|----------------------|-------|-------------|---------|
| (0111351)<br>金成整形外科            | 水戸市赤塚<br>1-1991-28       | 金成篤志   | 整,理                  | 甲     | 5.9.1       | 指定      |
| (0210492)<br>平和台しのはら<br>クリニック  | 日立市諏訪町<br>3-8-6          | 篠原 明   | 内,神内,<br>外,脳,理,<br>麻 | 甲     | 〃           | 〃       |
| (1610088)<br>池内 医 院            | 笠間市笠間1200                | 池内 博   | 外,内,消,<br>小          | 甲     | 5.7.28      | 〃       |
| (1720796)<br>いこい診療所            | 取手市西2-27-11              | 茂呂和生   | 神内                   | 乙     | 5.9.1       | 〃       |
| (4220091)<br>内海 医 院            | 結城郡八千代町<br>村貫846         | 内海俊雄   | -                    | -     | 5.2.8       | 廃止      |
| (4420329)<br>北守谷クリニック          | (旧)北相馬郡守谷町<br>立沢1514     | 長船宝積   | -                    | -     | -           | -       |
| 同 上                            | (新)北相馬郡守谷町<br>御所ヶ丘4-10-2 | 同 上    | -                    | -     | -           | 変更      |
| (0132353)<br>松尾 歯 科 医 院        | 水戸市元吉田町<br>1630-4        | 松尾裕之   | 歯                    | -     | 5.9.1       | 指定      |
| (0132361)<br>うすい 歯 科 医 院       | 水戸市中央<br>2-2-5           | 臼井 裕   | 〃                    | -     | 〃           | 〃       |
| (0331245)<br>神立デンタル<br>クリニック   | 土浦市神立642-9               | 井上春利   | 〃                    | -     | 5.9.1       | 〃       |
| (1930458)<br>牛久かみや 歯 科 医 院     | 牛久市柏田3607-26             | 田坂陽子   | 〃                    | -     | 〃           | 〃       |
| (1930177)<br>加茂 歯 科 クリニック      | 牛久市柏田町<br>3607-26        | 木村秋夫   | 〃                    | -     | 5.8.9       | 廃止      |
| (3130511)<br>鈴木 歯 科 医 院        | 東茨城郡大洗町<br>磯浜793         | 鈴木久雄   | -                    | -     | 5.8.4       | 休止      |
| (3330673)<br>東グリーン 歯 科         | 那珂郡那珂町<br>菅谷2661-2       | 須藤智志   | -                    | -     | 5.8.12      | 廃止      |
| (3630296)<br>歯 科 重 藤           | 鹿島郡鹿島町<br>宮中5278-2       | 重藤一良   | 歯                    | -     | 5.9.3       | 指定      |
| (3830870)<br>つるや 歯 科           | 稲敷郡阿見町阿見<br>字東ノ後1871     | 鶴屋誠人   | 〃                    | -     | 5.9.1       | 〃       |
| (0540223)<br>南山堂薬局旭台店          | 石岡市旭台<br>1-6-23          | (株)南山堂 | 調 剤                  | -     | 〃           | 〃       |
| (0840144)<br>共栄堂 薬 局           | 竜ヶ崎市小通幸<br>谷町444-2       | (有)共栄堂 | 〃                    | -     | 〃           | 〃       |
| (2040354)<br>スズラン調剤薬局<br>学 園 店 | つくば市梅園<br>2-8-18         | 小倉佳須子  | 〃                    | -     | 〃           | 〃       |
| (3640467)<br>高須 薬 局            | 鹿島郡銚田町<br>銚田1585-4       | 高須多恵子  | 〃                    | -     | 〃           | 〃       |
| (4140186)<br>つかもと調剤薬局          | 真壁郡明野町<br>松原台山1564-6     | 塚本公也   | 〃                    | -     | 〃           | 〃       |

## 茨城県告示第1128号

老人保健法(昭和57年法律第80号)第46条の5の2第1項の規定により、老人訪問看護事業を行う次の事業所を指定老人訪問看護事業者に指定したので、同法第46条の17の9の規定により告示する。

平成5年9月30日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指 定 年 月 日 | 指定老人訪問看護事業者の名称<br>及び主たる事務所の所在地  | 老人訪問看護ステーションの<br>名 称 及 び 所 在 地                   |
|-----------|---------------------------------|--------------------------------------------------|
| 平成5年9月30日 | 社団法人 水戸市医師会<br>水戸市天王町2番32号      | 老人訪問看護ステーション みた<br>水戸市天王町2番32号                   |
| 平成5年9月30日 | 社会福祉法人 芳香会<br>猿島郡総和町大字上大野698番地  | 青嵐荘 老人訪問看護ステーション<br>猿島郡総和町大字上大野703番地1            |
| 平成5年9月30日 | 社団法人 茨城県看護協会<br>水戸市三の丸3丁目12番32号 | 社団法人 茨城県看護協会<br>土浦老人訪問看護ステーション<br>土浦市下高津2丁目7番27号 |
| 平成5年9月30日 | 社団法人 取手市医師会<br>取手市大字野々井1926番地   | 取手市医師会<br>老人訪問看護ステーション<br>取手市大字野々井1926番地         |

## 茨城県告示第1129号

昭和49年11月1日茨城県告示第970号で告示した漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第1項及び第108条の2第3項の規定による区域の一部を次のように改正する。

平成5年9月30日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 法第104条第1号に掲げる漁業でわかめをとる漁業の表中

|         |                         |   |
|---------|-------------------------|---|
| 那珂湊市加入区 | 茨共第13号, 第14号共同漁業権の漁場の区域 | を |
|---------|-------------------------|---|

|         |                   |       |
|---------|-------------------|-------|
| 那珂湊市加入区 | 茨共第13号共同漁業権の漁場の区域 | に改める。 |
|---------|-------------------|-------|

茨城県告示第1130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成5年9月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年9月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 294号
- 3 道路の区域

| 区 間                       | 新旧の別 | 敷地の幅員                       | 延 長 | 摘 要 |
|---------------------------|------|-----------------------------|-----|-----|
| 水海道市相野谷町字角井裏<br>4308番地先から | 旧    | 最大 <small>メートル</small> 27.5 | 480 |     |
|                           |      | 最小 27.5                     |     |     |
| 水海道市相野谷町字長張<br>4234番地先から  | 新    | 最大 54.0                     | 480 |     |
|                           |      | 最小 33.4                     |     |     |

茨城県告示第1131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、平成5年9月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年9月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸茨城線
- 3 道路の区域

| 区 間             | 新旧の別 | 敷地の幅員                       | 延 長 | 摘 要 |
|-----------------|------|-----------------------------|-----|-----|
| 水戸市常磐町2533番地先から | 旧    | 最大 <small>メートル</small> 26.0 | 845 |     |
|                 |      | 最小 11.0                     |     |     |
|                 |      | 最大 60.0                     | 890 |     |
|                 |      | 最小 11.0                     |     |     |
| 水戸市常磐町6061番地先まで | 新    | 最大 60.0                     | 890 |     |
|                 |      | 最小 11.0                     |     |     |

## 茨城県告示第1132号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成5年9月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年9月30日

茨城県知事 橋本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 眞端水戸線
- 3 道路の区域

| 区 間                      | 新旧の別 | 敷地の幅員<br>メートル                          | 延 長<br>メートル | 摘 要    |
|--------------------------|------|----------------------------------------|-------------|--------|
| 水戸市谷津町字中山<br>1078番4地先から  | 旧    | 最大 33.0<br>最小 6.0                      | 179         |        |
| 水戸市谷津町字高取<br>1189番3地先まで  | 新    | 最大 33.0<br>最小 6.0                      | 179         | 現道拡幅   |
| 水戸市谷津町字高取<br>1189番3地先から  | 旧    | 最大 5.6<br>最小 4.6                       | 196         |        |
| 水戸市谷津町字登立<br>1208番2地先まで  | 新    | 最大 5.6<br>最小 4.6<br>最大 41.0<br>最小 18.0 | 196<br>213  | バイパス新設 |
| 水戸市谷津町字登立<br>1208番2地先から  | 旧    | 最大 6.0<br>最小 5.5                       | 56          |        |
| 水戸市谷津町字登立<br>1216番10地先まで | 新    | 最大 25.0<br>最小 6.0                      | 56          | 現道拡幅   |

## 茨城県告示第1133号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成5年9月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年9月30日

茨城県知事 橋本 昌



- 1 路 線 名 県道 眞端水戸線
- 2 供用開始の区間 水戸市谷津町字中山1078番2地先から  
水戸市谷津町字登立1216番10地先まで
- 3 供用開始の期日 平成5年10月1日

茨城県告示第1134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成5年9月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成5年9月30日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 一般国道
- 2 供用開始の区間 水海道市相野字角井裏4309番地先から  
水海道市相野字長張4234番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成5年10月1日

（ 公 安 委 員 会 ）

茨城県公安委員会告示第19号

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講  
習を次のとおり実施する。

平成5年9月30日

茨城県公安委員会委員長 小 倉 智 徳

- 1 講 習 期 日  
平成5年11月8日（月）から11月12日（金）まで、及び11月15日（月）
- 2 講 習 場 所  
水戸市元山町一丁目1番16号 ときわ会館2階会議室
- 3 受 講 定 員  
50人
- 4 受 講 手 続
  - (1) 申 込 期 間  
平成5年10月14日（木）から10月28日（木）まで（ただし、定員になり次第締め切る。）
  - (2) 申 込 場 所  
茨城県内の各警察署防犯課（係）
  - (3) 申 込 方 法  
申込場所に、次の書類等を持参すること。（郵送による申込みは認めない。）

ア 受講申込書 2通

イ 写真(申請前6ヶ月以内に撮影した無帽, 正面, 上三分身, 無背景, 縦3センチ横2.4センチ大) 2枚

ウ 印 鑑

(4) 講習手数料

講習手数料(31,000円)は, 茨城県収入証紙により申込時に納入すること。

5 そ の 他

(1) 講習開始日は, 午前8時30分までに受付を終了すること。

(2) 筆記用具を携行すること。

(3) 詳細は, 茨城県警察本部防犯部防犯課(0292-24-2111 内線2515・2516)へ問い合わせること。

( 監 査 委 員 )

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程

茨城県監査委員告示第1号

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

平成5年9月30日

茨城県代表監査委員 森 田 康 夫

茨城県個人情報の保護に関する条例施行規程

茨城県個人情報の保護に関する条例(平成5年茨城県条例第2号)の規定に基づき, 同条例の施行に関し監査委員が定める権限を有する事項については, 茨城県個人情報の保護に関する条例施行規則(平成5年茨城県規則第60号)に定める例によるものとする。

付 則

この規程は, 平成5年10月1日から施行する。

茨城県監査委員告示第2号

茨城県監査委員事務局処務規程(昭和47年茨城県監査委員告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成5年9月30日

茨城県代表監査委員 森 田 康 夫

第8条第3項の次に次の1項を加える。

4 茨城県個人情報の保護に関する条例(平成5年茨城県条例第2号)に関する次の事項

- (1) 第16条の規定により提出された請求書の受理
- (2) 第17条の規定による開示又は不開示の決定及び通知
- (3) 第18条の規定による第三者の意見聴取等及び通知

- (4) 第23条の規定により提出された訂正請求書の受理
- (5) 第24条の規定による訂正又は不訂正の決定及び通知
- (6) 第28条の規定により審議会の諮問及び不服申立てについての決定
- (7) 第29条の規定により審議会から求められた場合の書類の提出等

付 則

この告示は、平成5年10月1日から施行する。

## 公 告

◎平成5年度職業訓練指導員試験合格者

平成5年4月26日号外第62号で公告した平成5年度職業訓練指導員試験の合格者は次のとおりである。

平成5年9月30日

茨城県知事 橋 本 昌

|         |       |       |  |
|---------|-------|-------|--|
| ◎ 建 築 科 |       |       |  |
| 合格者なし   |       |       |  |
| ◎ 機 械 科 |       |       |  |
| 受験番号    | 氏 名   |       |  |
| 1       | 横 島   | 秀 夫   |  |
| 2       | 高 橋   | 正 行   |  |
| 3       | 伊 藤   | 仁     |  |
| 4       | 及 川   | 真 幸 志 |  |
| 5       | 久 保 山 | 芳 夫   |  |
| 6       | 佐 藤   | 光 栄   |  |
| 7       | 佐 藤   | 淳 雄   |  |
| 8       | 大 宮   | 光 弘   |  |
| 9       | 宮 前   | 正 人   |  |
| 10      | 古 瀬   | 清 美   |  |
| 11      | 佐 藤   | 敏 昭   |  |
| 12      | 菅 田   | 常 世   |  |
| 13      | 小 林   | 裕 司   |  |
| 14      | 佐 藤   | 朝 男   |  |
| 15      | 井 桁   | 利 夫   |  |
| 16      | 谷 田   | 文 男   |  |

|       |     |     |
|-------|-----|-----|
| 17    | 松 信 | 幸 博 |
| 18    | 大 塚 | 八 朗 |
| 19    | 服 部 | 雅 美 |
| 20    | 春 日 | 克 己 |
| 21    | 田 辺 | 憲 次 |
| 24    | 神 山 | 良 二 |
| 29    | 島 田 | 久 市 |
| 37    | 渡 辺 | 重 雄 |
| (24名) |     |     |

|         |       |     |
|---------|-------|-----|
| ◎ 和 裁 科 |       |     |
| 受験番号    | 氏 名   |     |
| 1       | 山 本   | けい子 |
| 2       | 塚 越   | 美代子 |
| 3       | 藤 本   | まなみ |
| 4       | 飯 澤   | 清 子 |
| 5       | 白 根   | 宏 美 |
| 6       | 戸 張   | 絵 美 |
| 12      | 桜 井   | 直 子 |
| 13      | 金 田   | 千 尋 |
| 14      | 四 津 川 | 幸 恵 |

15 千 葉 知 恵  
 19 鯉 淵 芳 子  
 21 田 中 裕 子  
 22 山 崎 由 希 恵  
 25 後 藤 紫 輔 子  
 27 河 合 文 子  
 29 小 熊 直 子

(16名)

◎ 美 容 科

| 受験番号 | 氏 名       |
|------|-----------|
| 1    | 酒 井 明 美   |
| 2    | 二 平 憲 子   |
| 3    | 二 平 好 彦   |
| 4    | 斉 藤 文 子   |
| 6    | 飯 田 眞 澄   |
| 7    | 利 根 川 隆   |
| 9    | 桑 原 宏 子   |
| 11   | 山 野 辺 亨   |
| 12   | 中 郡 マ リ 子 |
| 13   | 中 郡 章 博   |
| 14   | 赤 上 喜 久 子 |
| 15   | 喜 連 川 弓 佳 |
| 16   | 鈴 木 道 子   |
| 17   | 鈴 木 昭 一   |
| 19   | 高 塚 き よ 子 |
| 21   | 猪 瀬 勝 次   |
| 22   | 中 部 と し 子 |
| 23   | 石 塚 則 明   |

(18名)

◎ 自 動 車 整 備 科

| 受験番号 | 氏 名       |
|------|-----------|
| 1    | 中 澤 昭 男   |
| 2    | 森 本 洋 輔   |
| 3    | 越 前 谷 幸 治 |
| 4    | 竹 之 内 修   |

5 田 口 貴 博  
 6 石 井 健 二  
 7 菊 池 千 恵  
 8 雨 海 弘  
 9 飯 田 和 樹  
 11 増 子 康 成  
 12 柏 正 視  
 13 岡 崎 淳  
 14 久 米 信 也  
 15 鈴 木 直 樹  
 16 猿 田 家 一  
 17 鈴 木 勝 美  
 19 桜 岡 明  
 20 岡 田 新 一 郎

(18名)

◎ 電 子 科

| 受験番号 | 氏 名     |
|------|---------|
| 1    | 舟 橋 修 一 |
| 2    | 田 口 克 雄 |
| 3    | 菊 池 徹   |
| 4    | 嶋 田 薫   |
| 5    | 阿 部 幸 造 |

(5名)

◎ 造 園 科

| 受験番号 | 氏 名     |
|------|---------|
| 1    | 猪 狩 一 美 |
| 2    | 石 塚 毅   |

(2名)

◎ 時 計 科

| 受験番号 | 氏 名     |
|------|---------|
| 1    | 金 子 重 利 |

(1名)

◎ 農 業 機 械 科

| 受験番号 | 氏 名       |
|------|-----------|
| 1    | 坂 田 耕 太 郎 |

|                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>3 新妻 弘 恵<br/>(2名)</p> <p>◎ 築 炉 科<br/>受験番号 氏 名<br/>1 大 澤 満<br/>(1名)</p> <p>◎ 畳 科<br/>受験番号 氏 名<br/>1 宮 内 直 紀<br/>2 斉 藤 義 一<br/>3 島 田 英 信<br/>4 木 村 訓<br/>(4名)</p> <p>◎ 建 設 科<br/>受験番号 氏 名<br/>1 細 田 成 人<br/>(1名)</p> | <p>◎ 内 燃 機 関 科<br/>受験番号 氏 名<br/>1 渡 辺 重 雄<br/>(1名)</p> <p>◎ フ ラ ワ ー 装 飾<br/>受験番号 氏 名<br/>1 竹 内 小 夜 子<br/>(1名)</p> <p>◎ 塗 装 科<br/>受験番号 氏 名<br/>1 石 崎 宗 憲<br/>(1名)</p> <p>◎ ブ ロ ッ ク 建 築 科<br/>受験番号 氏 名<br/>1 大 澤 満</p> |
| ~~~~~                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>◎入会林野整備計画の認可</p> <p>金砂郷村押沼地区入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第1条第1項の規定により平成5年9月24日付けで認可したので、同条第3項の規定により公告する。</p> <p>平成5年9月30日</p> <p style="text-align: right;">茨城県知事 橋 本 昌</p>                |                                                                                                                                                                                                                      |
| ~~~~~                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>◎開発行為の工事完了</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。</p> <p>平成5年9月30日</p> <p style="text-align: right;">茨城県知事 橋 本 昌</p>                                                     |                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称<br/>鹿島郡神栖町大字知手字知手2927番20，同番24の一部，3106番15の一部，同番16の一部</p> <p>2 事業主の住所及び氏名<br/>東京都台東区上野1丁目15番5号</p>                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                      |

橋本産業株式会社

代表取締役 橋 本 内 匠

◎道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成5年9月30日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号             | 指 定<br>年月日 | 申 請 者                          |                     | 道 路 の 位 置                      | 道路幅員及び延長    |              |
|------------------|------------|--------------------------------|---------------------|--------------------------------|-------------|--------------|
|                  |            | 氏 名                            | 住 所                 |                                | 幅 員         | 延 長          |
| 高土木指令<br>第 344 号 | 5.9.21     | 常陽観光<br>株式会社<br>代表取締役<br>大塚 知幸 | 北茨城市磯原町<br>本町3-3-12 | 高萩市大字下手綱字鍋<br>田1485-11, 1486-7 | メートル<br>6.0 | メートル<br>92.0 |

**正 誤**

◎平成5年9月13日付け茨城県報第131号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤                  | 正                    |
|-----|-------|--------------------|----------------------|
| 1   | 上から8  | 環境影響評価基準書の<br>提出時期 | 環境影響評価準備書の<br>提出時期   |
| 1   | 上から11 | 大字新戸, 大字豊体         | 大字新戸, 大字市野深,<br>大字豊体 |
| 1   | 下から8  | 約194,000平方メートル     | 約194,000平方メートル       |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)